

れを謂ふなり。

僧を罵るゝ邪姪とをもちて惡しき病を得て死ぬる縁

第十一

聖武天皇の御世に、紀伊国伊刀郡桑原の狭屋寺の尼等願を發し、彼の寺に法事を備け、奈良の右京の薬師寺の僧題惠禪師を請へ字は依禪師と曰ふ。俗姓依禪連なり。故に以ちて字す、十一面觀音に奉仕りて悔過す。時に彼の里に一の凶しき人有り。姓は文足守なり字は上田三郎と云ふ。天骨邪見にして二宝を信はず。凶しき人の妻上毛野公大椅の女有り。一日一夜に八の戒戒を受け、悔過に参行きて衆の中に居る。夫外より家に帰りて妻無きを見、家人に問ふ。答へて曰はく「悔過に参行け」といふ。聞きて瞋怒り、すなはち往きて妻を喚ぶ。導師見て、義を宣べて教化ふれども信受けずして曰はく「無用語して、汝吾が妻に婚ふ。頭罰ち破らべし。斯下しき法師なり」といふ。悪口し多く言ふこと具に述ぶること得ず。妻を喚びて家に帰り、すなはち其の妻を犯せば率爾に間に蟻著きて噛み、痛み死ぬ。刑を加へざれども、惡しき心を発して濫しく

罵りて恥ぢしめ邪姪を恐りざれば、故に現報を得るなり。口に百の舌生ひ方言を白すといへども、慎僧を誹ることなかれ。倏に災を蒙るが故なり。

蟻と蝦との命を贖ひ生を放ちて現報に蟻に助けらるる縁

第十一

山背國紀伊郡の部内に、一の女人有り。姓名詳ならず。天年慈悲ぶる心ありて墮く因果を信ひ、五戒と十善とを受持ちて生物を殺さず。聖武天皇の代に、彼の里の牧牛の村童男川の蟻を八取りて焼き食はむとす。是の女見て、牧牛に勧へて曰はく「幸願はくは、此の蟻を我れに免せ」といふ。童男辭否びて聽さずして曰はく「なほ焼き敵はむ」といふ。懸に誂へて衣を脱きて買ふ。童男等すなはち免す。義禪師を勧請へて呪願せしめて放生つ。然うして後に山に入り、大蛇の大眼を飲むを見る。大蛇に誂へて言はく「是の蟻を我れに免せ。多くの帛を賂奉らむ」といふ。蛇聽さずして呑む。女幣帛を募りて禱りて曰はく「汝を神として祀らむ。幸乞はくは我れに免せ」といふ。聽さずしてなほ飲む。また蛇に語りて言はく「此の蟻に替りて吾れ汝が妻と為らむ。

は、本説話とは前提が異なり、かえつて本説話からは遠い。一未詳。二大般涅槃經・梵行品。梵經經古述記・下本。

第十一縁 今昔物語集・十六ノ二十八に書承。一妻が八戒戒を受持している期間中に、交わつたことなど。阿毘達磨俱會論・分別業品、伊豆智度論・十二、などの理解と一致。三和歌山県佐野郡(今)からちぎ町佐野(今)に所在。佐野寺跡がその地とされる。三未詳。本説話以外に所伝をみない。四本説話を描かれた時よりも少しのもの天平勝宝四年(752)、実忠によつて東大寺二月堂に十一面觀音悔過がはじめられている(東大寺大佛要錄・四)。現代に二月堂の修二会(今)として遺存。五名未詳。字の「上田」は地名、橋本市あたり。本説話を以外に所伝をみない。六未詳。本説話を以外に所伝をみない。七若有所、龍於半月半月、或第十四日、或第五日、或受持齋戒、如法濟淨、繫心於我、誦此心經呪、便於生死、超四万劫。十一面四劫明記するには十一面觀自在菩薩心密言念誦儀軌經・上。この経は空海によつて将来されたもの。聖武天皇の御世には、まだ将来されていない。内容に關しては諸説があるが、阿毘達磨俱會論・分別業品に「八所人形、離」としてあげられてゐるのは、殺生、不与取、非梵行、虛諦語、飲諸酒、塗香曼舞歌觀聽、眠坐高座嚴臥床座、食非時食、である。ハ儀式の主たる役割をになう僧。ここでは題惠禪師。ハ「斯下」(合、賤)。(国会図書館本訓叢)。大般涅槃經・迦葉菩薩

薩品にみえる「斯下之人」は、大正新脩大藏經校異によれば、宋本、旧宋本では「斯下之人」。撰集百縁經・五にも「斯下之人」。二「闇」は「闇」の俗字。女性性器を「闇」とするのに対して男性性器をいいう(蜜注卷名類聚抄、南方熊楠など)。二十一面觀世音神呪經の呪では、十一面觀音への呼びかけは「南無阿利耶跋陀羅吉氏長婆羅耶菩提提薩埵耶摩訶薩埵耶」とされ、後代の覺彌鈔・四十四でも十一面觀音の尊号は「南無阿利耶東迦陀舍臂也」(南無阿利也)とされ、聖者の意の「阿利耶」「阿利也」が冠せられた語形が用いられる。アリヤ、と唱えたので蟻が敷いて現われた、という説話か。

第十二縁 本朝法華經記・下・一二三、今昔物語集・十六ノ十六、などにみえる蟹満多寺紙紙懸寺・蟹満寺・草創説話は、類話ではあるが直接の関係は無い。説話では、女人以外に中巻二縁・八縁、二十九縁、三十縁。三中巻八縁。二云将来に善果をもたらす十種の善業。十惡に対しといふ。項目には諸説があるが、法界次第初門・上ノ上によれば、不殺、不畜、不盜、不邪淫(以上三種は身業)、不妄語、不貪、不曇恚(以上三種は意業)。法界次第初門・上ノ上は、それぞれを「止」と「行」とに分ける。たとえば、不殺の止善は殺生の悪をやめること、行善は放生の善をおこなうこと。云々不殺の止善。二未詳。上巻八縁にも同じ語がみえる。一不殺生の行善。二、四重(蜜注卷名類聚抄)。開説文云、良蒲角反、

以尾拍壁、女恐明日白於大德、大德住在生馬山寺、而告之言、汝不得免、唯堅受戒、乃令受持三歸五戒、然還來道、不知老人、以大蟹而逢、問之詎老、乞蟹免苦、老答、我攝津國鬼原郡人、尙問遇邇麻呂、年七十八、而無子息、活命無便、往於難波、偶得此蟹、但有期人、故汝不免、女脫衣臍、猶不可免、復脫裳臍、老乃免之、然蟹持更返、勸請大德、呪願而放、大德歎言、貴哉善哉、彼八日之夜、又其蛇來、堂於屋頂、拔草而入、女悚慄焉、唯床前有跳燐之音、明日見之、有一大蟹、而彼大蛇、絶然段切、乃知、臍放鱗報恩矣、并受戒之力也、欲知虛實、問于耆老、姓名遂無、定委、耆是聖化也、斯奇異之事也、

已作寺用其寺物作牛役緣第九

大伴赤麻呂者、武藏國多磨郡大領也、以天平勝宝元年己丑冬十二月十九日死、以二年庚寅夏五月七日、生黑斑瘧、自負碑文矣、探之班文、謂、赤麻呂者、擅於己所造寺、而隨恣心、借用寺物、未報納之、而死亡焉、為償此物故、受牛身者也、於茲諸眷屬及同僚、發慚愧心、而慄無極、謂、作罪可恐、豈心無報矣、此事可錄、季葉楷模、故以同年六月一日、伝乎諸人矣、冀無慚愧者、覽乎斯錄、改心行善、寧創苦所追、雖飲飼湯、而不食寺物、古人謠曰、現在甘露、未來鉄丸者、其斯謂之矣、誠知、非無因果、不怖慎歟、所以大集經云、盜僧物者、罪過五逆云々、

- | | | |
|----|------|---|
| 3 | 堅(來) | 堅 |
| 4 | 命(來) | 全 |
| 5 | 詎(來) | 誰 |
| 6 | 邇(來) | 召 |
| 7 | 便(來) | 使 |
| 8 | 復(來) | 後 |
| 9 | 晚(來) | 現 |
| 10 | 爆(來) | 爛 |
| 11 | 老(來) | 宛 |
| 12 | 宛 | |

常鳥卵煮食以現得惡死報緣第十

和泉国和泉郡下痛脚村、有一中男、姓名未詳也、天年邪見、不信因果、常求鳥卵、煮食為業、天平勝宝六年甲午春三月、不知兵士、來告中男言、國司召也、見兵士腰、負四尺札、即副共往、纏至郡內於山直里、押入麥畠、々一町余、麥生二尺許、眼見燭火、踐足無間、走廻畠內、而叫哭曰、熱哉々々、時有當村人、入山拾薪、見於走軒哭叫之人、自山下來、執之而引、拒不所引、猶強追捉、乃從簾之外、牽之而出、躰地而臥、默然不言、良久蘇起、然病叫言、痛足矣云々、山人問言、何故然也、答曰、有一兵士、召我將來、押入燭火、燒足如煮、見四方者、皆衛火山、無間所出、故叫走廻、山人聞之、裹袴見脣、々肉爛銷、其骨裸在、唯逕之一日而死也、誠知、地獄現在、必信因果、不可如鳥、鳥慈己足、而食他兒、無慈悲者、雖人如鳥矣、涅槃經云、雖復人獸尊卑差別、宝命重死、一俱無異云々、善惡因果經云、今身燒煮鵝子、死墮灰河地獄者、其斯謂之矣、

- | | | |
|---|--------|---------|
| 1 | 天(來國) | 其 |
| 2 | 札(來) | 於 |
| 3 | 牽(來國) | 事 |
| 4 | 塞(來國) | 塞 |
| 5 | 唯(國) | 准 |
| 6 | 復(來) | 得 |
| 7 | 獸(來國) | 數 |
| 8 | 其斯謂(國) | 其斯謂・來斯謂 |

愚僧与邪姪得惡病而死緣第十一

聖武天皇御世、紀伊國伊刀郡桑原之狹屋寺、尼等發願、於彼寺備法事、請奈良右京萊師寺僧題惠禪師、字曰依禪禪師、俗姓依禪、故以為字、奉仕十一面觀音悔過、時彼里有一

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 刀(來) | 力 |
| 2 | 禪(來) | 堪 |

凶人、姓文忌寸也字云上田三郎矣、天骨邪見、不信三宝、凶人之妻、有上毛野公大槻之女、一日一夜、受八齋戒、參行悔過、居於衆中、夫從外歸家、而見無妻、問家人、答曰、參往悔過、聞之震怒、即往喚妻、導師見之、宣義教化、不信受曰、為無用語、汝婚吾妻、頭可所罰破、斯下法師矣、惡口多言、具不得述、喚妻歸家、即犯其妻、率爾謂著蟻嚼痛死、雖不加刑、而發惡心、罵罵令恥、不恐邪姪、故得現報也、口生百舌、雖方言白、慎莫誹僧、終蒙災故也、

3 文(來)又

4 馬(來)忘

5 橋(來)福

6 妻(來國)ナシ

7 蜂(國)一爵

8 條(國)條タマチニ

ナシ

9 災(來)交

贖解命故生現報解所助緣第十二

山背國伊郡内、有一女人、姓名未詳也、天年慈心、贖信因果、受持五戒十善、不殺生物、聖武天皇代、彼里牧牛村童、山川蟹取八、而將餵食、是女見之、勸牧牛曰、幸願此婢免我、童男辭否不聽、曰猶煥吸、懲誅乞、脫衣而買、童男等乃免之、勸請義禪師、令祝願以放生、然後入山、見之大蛇、飲於大蝦、詫大蛇言、是婢免我、賂奉多帛、蛇不聽、女募幣帛、而禱之曰、汝為神祀、幸免我、不聽猶飲、又語蛇言、誓此婢以吾為汝妻、故免我、蛇乃聽之、高擧頭頸、以瞻女面、吐蝦而放、女期蛇言、自今日經七日而來、然白父母、具陳蛇狀、父母慙言、汝了唯一子、何託故、作不能語、時行基大德、有紀伊郡深長寺、往白事狀、大德聞曰、烏呼難量之語、唯能信三寶耳、奉教歸家、當期日之後、閉屋堅身、種々發願、以信三寶、蛇繞屋、蛇

1 賦一攝

2 曰(來)白

3 否(來)ナシ

4 誅一院

5 蜂(來)一蜂是蝶

6 鳴帛(來)繁帛

7 帶幣一攝

8 濟汝ナシ

9 聞(來)同

転腹行、以尾打壁、登上於屋頂、昨草拔開、落於女前、雖然蛇不就女身、唯有爆音、如跳鑿齧、明日見之、大蟹八隻、彼蛇絶然、摘段切之、乃知、贖解報恩矣、無悟之虫、猶受恩返報恩、豈人忘恩歟、自此已後、山背國、貴乎山川大蛇、為善故生也、

10 登(來)發

11 背(來)背背

生愛欲恋吉祥天女像感心示奇表緣第十三

和泉国泉郡、血渟上山寺、有吉祥天女像、聖武天皇御世、信濃國優婆塞、來住於其山寺、睇之天女像、而生愛欲、繫心恋之、每六時願、如天女容好女賜我、優婆塞夢見、婚天女像、明日瞻之、彼像裙腰、不淨染污、行者視之、而慚愧言、我願似女、何忝天女事自交之、婢不語他入、弟子偷聞之、後其弟子、於師無禮、故噴噴去、所噴出里、訕師程事、里人聞之、往問虛實、並瞻彼像、淫精染穢、優婆塞不得隱事、而具陳語、謹委、深信之者、無惑不忴也、是奇異之事矣、如涅槃經云、多淫之人、画女生欲者、其斯謂之矣、

1 上(國)ナシ

2 婢(國)挾

3 誰詠(國)一謹語

4 之(來國)ナシ

芻女王帰敬吉祥天女像得現報緣第十四

聖武天皇御世、王宗廿二人、結同心、次第為食、設備宴樂、有一芻女王、入宴衆列、廿二王、以次第設宴樂已訖、但此女王、獨未設食、備食無便、大恥貧薄、至

1 王(國)ナシ